

開国後の漂流民の帰国について

— 八幡丸の勇之助を例に —

鈴木 由子

はじめに

嘉永七（一八五四）年六月、浦賀にアメリカ商船レディ・ピアス（Lady Pierce）号がやってきた。その船には八幡丸で遭難した勇之助という日本人が乗っていた。八幡丸は越後岩船郡（上杉領）善太郎の持ち船で、嘉永五（一八五二）年択捉へ渡り塩鮭を買い付け、その帰途に遭難したのである。八幡丸は時化にあい太平洋を流され、一三人の乗組員のうち勇之助一人のみ生き残り、アメリカの貨物船に救助された。彼はそのまま渡米し、数ヶ月サン・フランシスコに滞在した後、日本に向かうレディ・ピアス号のパロウズ（Silas E. Burrows）船長の好意によって帰国したのであった。

嘉永七年三月には日本とアメリカの間で神奈川条約が締結され、それによって幕府の対外政策が大きく転換した。

漂流については、漂流そのものに興味向けられ、多くの「漂流記」が刊行されている（1）。漂流民は、アメリカ彦蔵といわれたジョセフ浜田彦蔵とその仲間たち、ジョン万次郎といわれた中浜万次郎が有名で、彼らの活躍は小説やノン・フィクションにも描かれている（2）。護送漂流民の受け取り及び送り届けてくれた船への対処に関しては、近世中期のものについては松尾晋一「漂流民送還船への幕藩制国家の対応：貞享二年の南蛮船来航をめぐる」、開国直前に来航したマンハッタン号については佐藤隆一「天保新水令の実施とその矛盾 弘化二年マンハッタン号事件・弘化三年アメリカ東インド艦隊渡来事件を中心に」、近世日本と外交関係があった朝鮮については池内敏「日朝漂流民送還制度における幕藩関係」がある（3）。漂流および漂流記についての最近の著作には小林茂文

「ニッポン人異国漂流記」、吉村昭「漂流記の魅力」がある（4）。本稿では残された勇之助の供述をもとに、帰国漂流民勇之助の心境の変化を追うことにより、開国直後の幕府の漂流民政策を探ろうとするものである。

一 遭難から帰国

（一）サン・フランシスコでの報道

まず、アメリカで勇之助の遭難がどのようにとりあげられたか見てみる。奇跡的に助かった彼のことは、一八五三年八月五日（嘉永六年七月一日）の「The Times」〔The San Francisco Times〕から転載）で報道された。その記事をもとに勇之助の救助の様子をまとめると次のとおりになる（5）。

漂流中の八幡丸を発見したのはエマ・パッカー（Emma Packer）号という主に野菜・果物を運搬する貨物船で、発見地点は北緯二八度五〇分、西経一六八度四〇分であった。エマ・パッカー号に移された勇之助は衰弱がはなはだしく、船内で手当をされ、サン・フランシスコに連れてこられた。徴収官のサンダース（Saunders）は彼の処遇に関する指示をワシントンから得るまで税関監視船アーガス（Argus）号の将校の保護下に置くことを命じた。アーガス号の乗組員に日本人コックおよび一五歳位の日本少年がおり、またトマス・トロイ（Thomas Troy）という日本語が少しわかる水兵もいた。このため、八幡丸の漂流の顛末が詳しく記録されることになる。

八幡丸は一八五二年陰曆九月一日（太陽曆一〇月一三日）に松

前を出帆、新潟に向かった。船は拵提で買付けた塩鮭とわずかな米を積んでいた。松前の米価は高く、途中どこかに寄港して安い米を買う予定であった。水はタンクに三個分あった。出帆後、三日間は好天が続き、船は日本海に入った。四日目の午前中、風が止んだ。午後四時頃、北西の強風により松前の方に引き戻され流されてしまった。暴風雨で海は荒れ、水のタンク二個が流された。この時はまだかすかに陸地が見え、船乗りたちは小船で陸に向かうことを主張したが、船主は一人四〇ドルで船に残るように要請、彼らも同意した。五日目には陸が見えなくなり、この時乗員は絶望せざるを得なかった。水平線に広がる雲を陸と見間違え、小船に衣類、箱、米、水を積み漕ぎ出したが、海は荒れていてそれが不可能だとわかり、船に戻った。しかし、小船から重い荷物を船に積み上げることができず、小船は船にたたきつけられ粉々になってしまった。八日目、船の横揺れが激しく、ついに帆を切った。九日目、米が尽きた。わずかに残った水には虫がわいた。彼らには塩鮭とほんのわずかな水しか残されていなかった。水はできる限り節約し、塩鮭を頼みとする状況となった。陰暦一〇月二〇日（太陽暦一二月一日）、最初の死者が出た。遺体に彼の最もよい服を着せ、財布を首にかけ、むしろでくるみ、海に流した。その後も次々と死者が出、翌年四月、ついに生存者は勇之助一人きりになった。彼は絶望し、一日のほとんどを泣き暮らし、そして祈った。塩鮭ばかり食べていたため、口も喉も腫れ上がり、ついには飲み込むことができなくなってしまった。水は雨水を蒸留して使用した。同四月一四日（太陽暦五月二二日）、彼はイルカを捕らえ料理したのだが、このような体調のため、飲み込むことができなかつた。自分はあと三日ともたないだろうと考えながら寝ていると、見知らぬ男たちに取り囲まれていた。彼は小船に乗せられ、別の船に連れていかれた。最後の死者の遺体は、船内に放置されたままであった。勇之助には彼を弔うだけの気力も

体力もなくなっていた。

遭難の模様はこの記事がもっとも詳しい。太平洋に流された八幡丸は、年を越し、半年以上も漂流を続けた。米をあまり積んでいなかったため、まもなく積荷の塩鮭を食すようになった。その間、同乗の者たちは次々と亡くなった。広い太平洋でエマ・パッカー号に出会うことは奇跡中の奇跡であった。エマ・パッカー号からアーガス号に移された勇之助は、幸い英語を解する日本人と日本語を解するアメリカ人に出会った。その日本人とは嘉永三年栄力丸で遭難した彦蔵の一行であった。

このときの様子は「アメリカ彦蔵自伝」に以下のように記述されている(6)。

アーガス号で「日本の服装をしており、帯に刀をひとふりさして、フロシキを持っていた」一人の男を見た彦蔵一行はたいそう驚いた。一行の一人トラは「中国でみんなにさからって仲間と別れたのが悪かったんだ。たぶんみんなは国に帰って、おれたちが別れたときのことを、お役所に訴えたんだよ。それであの男は、おれたちの非行を罰するために、日本に連れもどそうとしてやってきたお役人だぞ」といった。彦蔵一行はアメリカ船に救助され一度は中国に滞在したのだが、帰国して罪に問われることを恐れ、一部は中国に残ったが、彦蔵たちは再びアメリカ船で渡米したのであった。勇之助はアメリカ人と同じ服装をした彦蔵たちを見て、彼らが日本人とは気づかなかったようだ。彦蔵たちはアーガス号のピーズ船長から彼も遭難した日本人であることを聞かされ、安心して勇之助に日本語で話しかけた。すると勇之助は「ひざまずき、手を合わせ、額をデッキにおしつけて、お助けくださいと祈」った。彦蔵は船長が彼の遭難の顛末を知りたがっていると言っていると彼はすっかり安心し、遭難の顛末を語った。それをトロイが書留め、サン・フランシスコの新聞の記事となったのであった。翌朝食後、勇之助と彦蔵はサンダースのもとへ行った。サンダースはいろいろと質問した後、勇之助の願いはすべて承知し、帰国の機会が訪れるまで勇之助をアーガス

号に預けることにしたのである。なお、彦蔵の記述ではこのときの漂流民の名前は「重太郎」となっているが、これは彼の記憶違いであろう。勇之助は、蒸気やエンジンで動く船を見てたいそう驚いた。サン・フランシスコのアメリカ人たちは勇之助が生れながらにして聡明であるようだとして評している。

エマ・パッカー号は八幡丸からいろいろな物品を収容し、持ち帰った。銅銭、銀貨、金貨、船号・船主の名前が書いてあるプレート、縮緬の布、帽子などである。これらはニューヨークのクリスタル・パレスで陳列され、一八五三年一〇月八日（嘉永六年九月八日）の「イラストレイテッド・ニュース」で紹介された(7)。

(二) サン・フランシスコから浦賀到着まで

治療と十分な食事によりすっかり健康を取り戻した勇之助は、サン・フランシスコの船蔵に滞在することとなった。彼は彦蔵一行と出会った結果、帰国したいという意志をはっきりと示すことができた。その勇之助に帰国のチャンスが訪れた。ニューヨークの商人でペリーの友人であるバロウズがレディ・ピアス号で開国間もない日本に向かうということで途中サン・フランシスコに立ち寄ったのであった。勇之助はバロウズと出会い、日本まで送り届けてもらうことになった。バロウズにとつても日本の漂流民を送り届けることで日本での自分の立場が有利になることが期待された。

陰曆四月一四日（太陽曆五月一〇日）にサン・フランシスコを出帆したレディ・ピアス号は太平洋を横断、途中サンドウィッチ諸島（当時ハワイ王国）を経て、六三日の航海の末浦賀に入った。浦賀に着いたのは嘉永七年六月十七日（一八五四年七月一日）である(8)。ところが、その年の三月三日に締結された神奈川条約では、アメリカ船の入港及び一切の応接は下田または箱館で行われることに取り決められており、緊急事態を除いては下田か箱館以外への寄港は許されなかった(9)。

バロウズは神奈川条約の具体的な内容を知らず、ペリーが滞在し

ているはずの浦賀にやってきたのであった。しかしペリー艦隊は既に離日しており、浦賀への入港とそこでの漂流民引渡しを拒否された。バロウズは神奈川条約の条文を示され、浦賀で下田までの薪水を給与後、幕府の役人の指示通り、下田に向かうことを決めた(10)。勇之助は浦賀の地を目の前にしながら、日本の土を踏むことをしばらくあきらめねばならなかった。

勇之助は浦賀でレディ・ピアス号に乗り込んだ浦賀奉行所の役人から簡単な身元調査を受けている。

漂流民勇之助ハ、嘉永五年九月二日、松前出帆、逢難風、十一ヶ月程大洋ニ漂ひ、食料尽候後者、少し残居候塩鱈と雨水を食居候処、追々腫物ニ而死去致し、臭気甚敷候間、無抛死体ヲ海中へ投入候内、勇之助も腰抜ケ、外拾式人ハ追々死絶候へ共、最早海中江可投入力も無之、一人生残夢中同様ニ而死を待居候処、

式本橋之アメリカ漁船ニ被助、サンフランシスコニ而五ヶ月程薬用請、健ニ相成、日々遊び居候而扶助相成候(11)

遭難の原因が天候不順であること、積んであった食料が尽き果てた後に積荷に手をつけたこと、同乗の者たちは病を得て亡くなり、遺体が腐敗したために海中に投じたこと、アメリカでは特に何もせず、援助を受けながら生活していたことを述べた。

レディ・ピアス号は浦賀の役人の指示で六月一九日に浦賀を出帆し、下田に向かった。

：廿三日午剋、外浦沖江異国船一艘相見候：出張之船々洲走崎を巡り、須崎村沖合迄乗出、水先之もの江申付、異船間近江漕寄、：（異国船は）直ニ解を卸し、重立候者一人水夫躰之もの五人并越後国之漂流民乗組来り、船中之者者不殘合衆国之民人二而、下田湊江罷越船故、聊掛念之儀無之候間、船中江参り呉候様、右漂流民を以申聞候：曳船三四艘も相附候ハ、日暮迄二者下田港江可相達哉之旨漂流民問合候間、未夕下田江者数里相隔、其上潮勢不宜、日も既二傾キ候故、数十之曳船相附候共、逆茂今日之入港者如何可有之哉之旨相答候：兎角風様不宜、潮勢殊

二 下田での調書

二悪敷、逆も日暮まで二者入津可相成様子無御座候故、不得止
事一先引取：異船次第二遠洋江漂去候：(12)

レデイ・ピアス号は六月二三日下田の外浦沖に現れ、下田奉行所の役人・水先案内人がレデイ・ピアス号に向かった。レデイ・ピアス号からは艇が降ろされ、船主風の者たちと勇之助がやってきた。勇之助は船中のものは全員アメリカ人で、安心してこちらの船に来て欲しいといった。勇之助は引船三、四艘で日暮れまでには下田に着けるかと尋ねたが、風や潮の流れの関係でたとえ一〇艘の引船を付けても無理だと言われた。そのうち夕方になり天候も回復しないため、日本人たちは引き上げてしまい、レデイ・ピアス号も下田から離れていった。勇之助は下田の役人とアメリカ人の間に入り、レデイ・ピアス号が一刻も早く下田に入れるよう力を尽くしたのであった。

下田に入港できなかったレデイ・ピアス号は浦賀に戻ってきた。バロウズは勇之助をこのままアメリカに連れ帰るのは、「雑費之損失」ならびに「当人ニ於ても不自由可仕」ため、浦賀で勇之助の引渡し及び離日のために必要な物資の補給を希望した(13)。

下田でのやり取りについてバロウズは「右式人(水先案内人)を日本船江卸候ニ付、直ニ本国江帰帆可致与漂民涕泣致候間、難忍猶又(浦賀へ)連来り候へ共、此上当所之挨拶次第ニ而直ニ本国江召連帰可申趣：」と述べている(14)。またそのときの勇之助の心境を、下田奉行所与力合原猪三郎は「既ニ浦賀へ一旦参り夫より下田江可漕戻御差図ニ而半途迄漕出候処、風置悪敷、再ヒ漕帰候節、此分ニ而者いつ帰国成可申哉とて涕泣候由」(15)と書き残している。

結局この問題は浦賀から下田まで役人、案内人がレデイ・ピアス号に付き添い、水先案内の費用は日本側が負担することで決着した(16)。

(一) 下田での口書き

六月二六日、レデイ・ピアス号は下田に入港することができた。勇之助はアメリカ人たちと共に上陸し、市内を散策した。彼はここでもようやく日本の土を踏むことができたのであった。このとき、付き添った下田奉行所の同心に勇之助はこのアメリカ人たちが「全彼国町人ニ有之候」(17)と述べている。彼らが日本および日本人に対し敵対心を持っていない、単なる商人であるということを下田の役人に印象付けておくことは、勇之助自身にとっても彼を日本に送り届けてくれたバロウズたちにとっても有利に働く。

一漂民勇之助儀相渡候ハ、請取可申之旨申渡候処、船主申立候者、早速御渡可申答ニ者御坐候得共、船中之都合も有之候ニ付、兩三日差置度旨申出候：

一漂民江者、此度者当湊ニ而御請取相成候間、日数延候而も、決而間違無之ニ付、安心仕居候様申渡候処、如何ニも難有奉存候様子ニ有之、無言ニ而唯涕泣仕居り申候：(18)

勇之助はバロウズの希望でしばらくレデイ・ピアス号に滞在することになった。下田の役人は勇之助に、たとえ日延べになっても間違いなく必ず受け取るので安心するようにと告げたところ、彼は大変ありがたがり、ただ泣くばかりであった。

翌二七日、勇之助は日本側に引き取られ、下田町役人預けとなった(19)。

① 嘉永七年六月二七日、勇之助口書き(20)

日本側に引き渡された当日勇之助は取調べを受け、その口書きが残っている。

まず、彼は自身の生い立ち、家族、水主となった経緯を次のように語った。

…越後国岩船郡板貝村百姓重三郎倅ニ而、父重三郎儀、高巻石

余所持仕、母并妹共四人暮二御座候処、私八歳之時重三郎死去仕、幼年二付、跡株相統難出来、親類相談之上、母之妹江算を取、家名ヲ為繼、農業相統いたし、追々私成人仕候処、素より困窮之暮方、伯母算之厄介二相成候も本意ニ無之、一昨子年二月日不覚、板貝村より三里相隔候同国同郡根谷村船持善太郎方江水主奉公ニ稼罷在、同人所持之廻船常陸国中之港ニ圍有之候八幡丸与申六百石積江、船頭水主炊与も拾式人乗組、空船ニ而同所四月三日出帆、同十日、箱館着、尤船主善太郎儀、其以前松前表ニ旅宿罷在候二付、箱館着船之趣為相知、同人差図を請、五月十七日、同所出帆、夫よりエトロフ嶋之内ベツトフ与申処江、五月廿三日着、此所ニ而塩鱈積請、七月十七日、同所出帆、八月十一日、箱館着、同晦日迄、同所滞船、九月朔日、同所出帆、

帆：

勇之助の家はもともと農業を営んでいたが、彼が幼少時に父と死に別れ、叔母夫婦が跡を継いだ。成人後も生活が困窮し、叔父の世話にもなりたくないため、水主になったのであった。八幡丸は六百石積で、勇之助ら一二名を乗せ、嘉永五年四月三日、空船で常陸中之港を出帆し、蝦夷から択捉に入り、塩鮭を積み、越後へ戻るところであった。船主善太郎は松前に滞在していた。

九月一日以降の遭難の様子は前章のとおりである。もつとも、日付など細部に關しての証言は多少異なるが、彼の置かれた状況からすれば止むを得ないであろう。

：唯吾人心細ク破船中ニ露命を繋、前後東西を不相弁、六月十七日頃、舳之方合羽場上ニ打臥候処、已之刻頃ニ可有之哉、異国船壹艘颯り来り、ボリ与申小船を以助呉、彼国之衣服等与へ呉申候、右者北亞米利加州カルホニヤ之商船ニ而、人数七人乗組、蜜柑唐茄子西瓜等積、同洲之内サンフランセスコ江参り候イマハカ与申船ニ而、船主名不覚、帆桁無之式本櫓ニ而長拾五尋程有之、夫より十五日目ニ、サンフランセスコ之港江着、役所様之所江連行、支配人鉢之人ニ為逢、三日目ニ至り、スト

ンシツペト申船江乗移ラセ申候、此船者漕歩行候船ニ無之、倉造り之船ニ而、たとへハ河岸蔵同様種々物を貯置候水上之土蔵ニ御座候、此船中ニ始終住居為致、船中番而已ニ而、為指仕業も無之、衣服食物等皆役所より送来貫請、此所二十一月月程罷在候内、カルホニヤ、レリピス船主ブルス儀、此度日本海ニ罷在候ヘルリ与ハ兼々懇意ニ有之、面会ニ渡海いたし候趣、ストーンシツヘニ乗組候水主之ものより及承候二付、帰国仕度旨、ストーンシツヘ之主人江右水主を以申立候処、承諾いたし、書翰為持、ブルス江頼呉候処、承諾いたし候間、四月不日覚、ブルス之船江乗移、三日目ニ、サンフランセスコ港出帆、十七日目ニ、サンドウイス之中ワホ与申嶋ニ五六日滞船、野菜吞水相求、ワホより四十余日目ニ浦賀江着船、夫より当湊江参着仕候

勇之助一人を乗せた八幡丸は、アメリカの貨物船イマハカ（エマ・バックカー）に発見され、救助された。そこから一五日かかってサン・フランシスコに着き、その役人らしき男に引き合わされ、その後は「ストーンシツペ」という船蔵に住まわされ、そこで番人として一ヶ月ほど暮らした。衣食については役所より支給された。幸いバロウズがペリーに会いに日本へ渡ると聞き、帰国したい旨を告げた。バロウズはその申出を承知してくれ、四月にレディ・ピアス号に乗り移り、サン・フランシスコを出発し、途中ハワイのワホで物資を補給し、浦賀を経て下田に着いた。

：箱館よりエトロフ江相廻塩鱈積請、松前江着船いたし、船主善太郎乗組候上ハ、得与日和を見定出帆可致処、無其儀逢難風破船ニおよび、海上乗馴候身分ニ者有之間敷儀、右者善太郎不乗組以前、船頭水主申合、塩鱈抜売いたし、帰国之上償方ニ差支、夜中風波ニ事寄、態々及難船候儀ニ者無之哉、且亞米利加滞留中、国々所々江往来、同国人与交り、ワシントン杯之樽承り、彼国之宗門其外教法等請候儀者無之哉、再応御吟味御座候得共、：不時之大時化ニ而、全ク難風ニ逢及破船候儀相違無之、且亞米利加滞留中、船蔵ニ罷在、折々市中見物者仕候得共、朝

二出て昼八帰り、昼出候時者夕刻引取、遠方江者一夜泊ニも罷越候儀無之、ワシントン之噂杯承りおよび候儀も無之、其外彼国宗門等之儀者勿論、何ニ而も教を請候儀一切無御座、何卒一日も早く老母ニ面会仕度、此上御仁恵を以、早々国許江罷帰候様御慈悲之程偏ニ奉願候、

勇之助は自分の遭難および帰国がまったく問題がないことを証明する必要がある。まず、八幡丸難破の「正当性」である。すなわち船員たちが共謀し、船主に隠れて積荷の塩鮭を抜け売りし、それをごまかすために偽装難破をしたのではないことを明らかにしなければならなかった。また、勇之助は自らの意志ではなかったにせよアメリカで生活していたため、サン・フランシスコ滞在中に知らなくともよい海外情報を得てはいないこと、特にキリスト教にはまったくかわかっていないことを証言することも必須であった。この二点について、勇之助が完全に潔白であるということが役人たちが認定しなければならず、もし疑われるようなことが少しでもあつたら、彼は罪に問われることになる。勇之助は国に残した老母の身を氣遣い、できるだけ早く故郷に戻ることを希望した。

② 嘉永七年六月二十八日、勇之助口書き(2)

翌二八日にも取調べを受け、そのときの口書きも残されている。内容は前日のものとはほとんど変わりませんが、若干の補足がある。

一洋中ニ数月漂居候内、珍敷儀も見受不申、風浪之外ニ者、恐ろしき事も一切無御座候、

一夷人ニ被助候場所何と申処ニや、一向弁へ不申候、

一サンフラセシコ港内ニ罷在候内、折節者上陸仕見物仕候処、相応繁花之地ニ而、大凡者松前城下程ニ可有御座与相見へ申候、

一彼地滞留中、食物ニ者甚難洪仕候、乍去七日目位ニ者米飯為

食申候、

一サンフラセシコ港内并ワホ等ニも、日本漂流之もの私之外ニ

罷在候儀一切見聞不仕候、

一彼地滞留中、彼国之宗門其外教法等一切請学候儀無御座候、

一彼国文字之数者見覚申候、其外器財等之名義者少々覚申候、言語之儀者、纒ニ通事候のミにて、日用対話ニも甚難洪仕候、

一雑物石筆大小式本小刀老本銀四半トルラル老枚石けん老ツ、

是らハシコナ船主より貰候品ニ御座候、

一衣服之儀、是又シコナ船主より貰候品ニ御座候、

漂流中には何にも出会うこともなく、ただ恐ろしかった。また、救助された場所はどこであるかわからない。サン・フランシスコは松前同様繁華の地であり、気候は越後とあまり変わらない。食事には困ったが、米も食べることができた。サン・フランシスコでもハワイでも自分以外の日本の漂流民がいることについては、一切見聞きしていない。キリスト教には一切接していない。数字および船舶に関する用語であるうか、いくつかの英単語は覚えたようだが、英語は少ししかわからず、日常会話にも不自由である。日本に引き渡されたときの持ち物は石筆、小刀、コイン、石鹸で、これらと衣類はシコナ船の船主から貰ったものであった。

ここで勇之助はひとつ偽証をしている。サン・フランシスコやハワイのワホにいる日本人漂流民には会ったことも聞いたこともないと述べているのである。彼はサン・フランシスコで彦蔵一行に出会った。彦蔵たちは通訳として勇之助とアメリカ人との間に入り、帰国希望の旨を伝えた。パロウズは下田の役人に「勇之助召連罷越候節、カラフナヒニ者、今老人日本漂流民罷在候、右者ヘルリ召連候者と同し党之中ニ可有之候、」(22)と述べている。カリフォルニアには勇之助のほかにも日本人が一人おり、彼はペリー艦隊にいた三八同様栄力丸で遭難した者であった。勇之助の帰国には、この日本人が関わっていたと考えるが、勇之助が彼のことについて語っている史料は見当たらない。サン・フランシスコで勇之助と彦蔵たちがどのよう

な会話を交わしたかは不明である。勇之助は自分とともに帰国せず海外で暮らしている彼らが罪に問われることを心配したのであるか、または口止めされたのであろうか。あるいは、彼らとの係わり合いが自分自身の今後の身の上に悪影響を及ぼすかもしれないことを恐れたためであらうか。いずれにせよ、彦蔵たちのことは黙っていたほうがよいと、勇之助は判断したのであった。

右之外申上候儀無御座候、私儀当御場所ニ而御請取相成候上、単物式ツ麻羽織袴ツ帯袴筋下帯袴筋手拭袴筋鼻紙等被下置、且願之通入湯髪月代被 仰付、地役人衆江御預被成下度候処、厚被仰渡御座候とて、数人種々いたはり呉安心仕候、

御仁恵之程難有仕合奉存候、尚此上之御慈悲二者、元来私儀百姓重三郎倅ニ而、父死去後母言人妹言人ニ御座候得共、貧窮致方無御座、稼之為十九才之節船乗ニ罷成候処、前書申上候通、大厄難ニ逢、海上之業こり果申候、私宅之儀者、母之妹江聲ヲ取、家名相統仕居候へ者、母儀養育方差支者有御座間敷奉存候得共、老人之母いまた存命罷在候ハ、定而私之便宜如何計り心元なく、日夜寢食を安んし申間敷奉存候ニ付、此度存命ニ而帰国仕、格別之御仁恵蒙り候儀等、可相成者早速被仰知成被下度、且者片時度早く面会仕度候間、早々帰国被仰付被下置候：

勇之助は日本側に引き渡されてから入浴し髪を結い、和服を支給され、下田の役人にいたわれ、やっと安心した。暮しに困り水主にはなったが、このような災難に会い、もう二度と海には出たくないとその心境を明かした。母は叔母夫婦とともに暮らしているため、生活には困らないであろう。しかし長い間息子である自分から便りもなく、さぞ心細い思いをしていると思うので、無事に帰国したことをできるだけ早く母に知らせてくれるよう希望した。また、一刻も早く故郷に戻り、母と再会することを願った。

(二) 下田での処遇

下田でようやく日本側に引き渡された勇之助は、前節で述べたと

おり下田の役人から大切に扱われた。勇之助も神妙に役人たちの取調べを受けた。下田奉行支配組頭伊佐新次郎は勇之助の様子を次のように江戸に報告している。

漂民勇之助義、是迄之御国法薄々承り居、容易なる事申候ハ、自然禁錮され可申哉与之懸念も可有之相見へ、極々慎ミ居候様子御座候故、日々呼出し相糺候上、屢々問試候処、先日申上候通り、随分才子と相見へ、尋常之船乗与者雲泥ニ有之、謙遜辞讓ニ而、可也説かきも出来候故、蘭字并アメリカ文字も少々ハよみ申候、アメリカ語問試候ニ、弁し方綿密ニ能分り申候、一昨日、私了仙寺并船中ニ而对話仕候節も、達之助通弁もとり兼候得者、傍より詞添致し、速ニ弁し候事も御座候、又船中ニ而水夫与咄し致し候ハ、互ニ能わかり候様子ニ相見申候、達之助江も承り候処、只今之妹ニ候へ者、少々稽古為致候ハ、可也ニ而早速間ニ合可申、彼か詞添ニ而存外発明致し候義も有之趣申間候付而勘考仕候ニ、当地ニ当分之内御差置被成、試ニ稽古為致、早速御用立候様相成候ハ、其上ニ而御所置も可有御座哉与奉存候、(23)

勇之助は開国前の国法を心得ていて、めつたなことを語ると禁錮されてしまうと心配し、神妙にしていた。下田奉行所の役人は毎日彼を呼び出し、色々尋問した。勇之助は読み書きもかなりでき、アルファベットもいくらかは読める。応接のときもオランダ通詞堀達之助の手助けとなり、船内では他の船員たちとも言葉を交わしていた。堀も、訓練をすれば通訳として役立つであろう、また、彼の言葉添えでずいぶん助けられたと述べている。役人たちは彼の英語力も評価し、しばらく彼を下田に留めて訓練させて御用の役に立ててはどうかと提言している。下田役人は勇之助の英語力を過大に評価していたようである。

：一妹勇之助儀、船乗二者不似合様子柄ニ而、言詞立振舞しとやかに有之、可也才氣も可有之相見へ、種々被承居候内、感泣候而、折節者詞もとほり兼候儀も有之、両三年も彼地ニ滞留候

ハ、可也亜墨利加通弁出来可申様ニ被存候人物ニ有之。(24)

勇之助は船乗りとは思えないほど立ち居振る舞い、言葉遣いが穏やかで、才能があるように見えた。取調べ中もたびたび嬉し泣きのため、言葉がつまった。勇之助のこの素直な態度は、下田奉行所の役人には好印象を与えた。合原猪三郎の記録にも「帰国を拒んだ漂流民と比較して」六月中の漂流人者猪三郎氏抔見候より遙二低頭平身、類二涕泣、(25)とある。

右吟味仕候趣書面之通御座候、全難破船ニ無相違、外怪敷子細も相聞不申候間、彈正大弼江掛合之上、人別相違無之候ハ、同人家来呼出引渡遣シ、勇之助儀者、他国江差出候儀難相成段可申渡哉、又者江戸表江差出候様可仕哉、依之此段奉伺候、(26)

勇之助の一通りの取調べが済んだ。勇之助の口書は間違いないと認められ、その概要が江戸に伝えられた。下田での取調べの結果、特に不審な様子はなく、勇之助の故郷の上杉家に問い合わせ、人別を調べ、確かであれば同家へ引渡し故郷で一生活ごさせるか、あるいは江戸へ差送るかということになった。

勇之助は願いどおり帰国を許された。彼はひとまず江戸に送られ、そこで川路聖謨の吟味を受けることになった(27)。

勇之助儀、江戸表江差立候儀ニ付、(28)此節暑氣も強、差添之もの共一同可及難儀間、益後差立候而も可然、乍然母之面会を急候訳も有之、相延候而者不本意ニも可有御座ニ付、勘考之上取計可申旨被仰下奉畏候、(29)此節同心之中病氣之もの有之、甚差支之儀ニ者御座候得共、元来勇之助申立方孝心之筋難黙止訳合々御座候間、早速呼出シ、江戸表ニ而孝心之程御酌取被遊、厚御憐察被遊候趣申聞、且者此節差添罷下候もの江、炎熱ニ難儀可致をも御痛ハリ被成下候段、并差向当地甚御人少ニ而差支之趣等熟々申聞、右様之筋合ニ者有之候得共、此上者其方願次第二而、如何様共手繰いたし可遣間、無伏臆申立候様申渡候処、誠以難有かり、厚思召之程奉伺候上者、一箇之勝手可奉願筋ニも無御座、いづれとも思召次第二相願候趣申立候、(28)

江戸へ向け出立する日取りについては、猛暑であること、病気で休暇中の同心があり、江戸までの付き添い人を出してしまおうと下田では人手不足になることを理由に、益過ぎに延期することが検討された。しかし、勇之助の母親に対する孝心が大きく評価され、できるだけ彼の希望通りにすることになった。勇之助は下田奉行所のこの申出を大変ありがたがったが、自分ひとりのために迷惑はかけられないので、江戸行きの日程は役人たちに任せると述べた。

また、勇之助がアメリカで入手した持ち物は勇之助とともに江戸に送られた(29)。

勇之助は嘉永七年七月一九日(一八五四年八月二日)に下田を発ち、同二五日に江戸に着き、川路聖謨に引き渡された(30)。川路聖謨の取調べの記録は見当たらない。

三 帰郷以後

(一) 上杉家での調査

勇之助は嘉永七年八月一日に上杉家に引き渡された。その際、上杉家においても漂流及び救助、アメリカでの生活について質問されており、その口書きも残っている(31)。ここでの勇之助の証言は、上杉家の担当者からそのように求められたのであろうか、アメリカで見聞きした風俗や習慣が多い。また、アメリカ人に対しても心を許している様子が見受けられる。

(六月)中旬頃折能異国船通掛り、伝船ヲ以テ船寄セ、何ヤラ物言語り候得共一切不相分居候処、相助呉候様子ニ而手真似致候間、我舟ハ水舟ニ相成居候得ハ露命無覚束儀ニ付、右異国ニ参り、仮令一命相果候トモト先ツ異国人へ取スカリ、右伝船へ引移り、異国船へ伴ハレ候処ニ、彼異国船長サ二十五六尋帆柱二本立置候、帆数七ツ掛、船中七八人乗込ミ、彼之舟売船ト相見へ、荷物ハ蜜柑西瓜薩摩芋其外青物色々積入候様相見へ申候、然ルニ何ヤラ申聞候得共、双方言葉一切不相分、只々当

惑ニ相及候処、漸漸十五日メニ亜米利加国サンフンセスコト云港ニ入津仕候処、右船中食事異国人ニアタヘラレ肉食仕候故カ、段々病氣全快致シ、平身ニ相成候処、右船頭当地ノ役家ト覺シキ処ヘ引連ラレ罷出候得者、役人ニモ有之哉、衣服ハ羅紗ノ羽織ニ等シキ物ヲ着シ、下タハ白地ノスツホコヲ着シ、黒羅紗ノ股引ヲハキ、足ニハトロクツヲハキ、上坐ヘ罷出来キ、何ヤラ申候得共少シモ不相分、只々平伏致居候処、着服同様衣服ヲ異渡候間受納致シ、船中ヘ罷歸申候、然処翌日彼元ヨリ御差図ノ様子ニテ別舟ヘ乗替リ、始終住居為致ラレ罷在申候、

アメリカ船に発見された勇之助は、外国へ行つて、たとえ命を失つても、ひとまず外国人へとりすがることにした、とその時の心境を語っている。救助にきた船は帆柱二本、帆七枚で野菜や果物を積んでいた。言葉はまったくわからなかった。船中では肉食をし、そのおかげで健康を取り戻した。サン・フランシスコの役人は、白いシャツに黒羅紗の上着とズボンを着用し、靴を履いていた。彼にいろいろ聞かれたが言葉がわからず、ただただ平伏していたが、翌日より船蔵に住まわされた。勇之助はここでも自分が彦蔵たちに出会い、彼らがアメリカ人との間に立つてくれたことを語っていない。このほかに上杉家に残っている調書では、勇之助が見聞きしたサン・フランシスコの町の様子が記録されている。特に当時の日本では見ることができない様子が興味深く述べられている。

折々当港町々見物致居候処、町家数三四千計リト相見得、家風ハ屋根平ラニシテ外ト廻リ石垣ヲ積上ケ、其上ヘ家作シ、家之内三四階板敷有之候、畳ハ無之花毛氈ヲシキ物ヲシキ、住居宜敷、地方奇麗ニシテ、商人家羅紗木綿ノタクヒ穀物其外諸事沢山店カサリ、賑々敷相見ヘ、諸職人は又多ク有リ、誠ニ繁華ノ地ト相見ヘ、通用金銀ハ丸形ニ御座候、所々遊女杯有之、三味線太鼓鳴物類日本同様之品モ有之、枇杷筆簾杯云物モ有之、賑々敷相見ヘ申候、

勇之助は時々サン・フランシスコの港町を見物した。市内には三

四千件あまりの家があり、屋根は平らで石垣の上に建ててある。家の中には畳は敷いていない。商店が多く、物資も豊富で職人も多く、大変に栄えている様子であつた。歓楽街もにぎやかで、日本の楽器に似ているものもあつた。

人体男女共ニ総髪ニシテ、男ハ後ヘ髪ヲ切下ケ、衣服ハ高下ノ隔ハナク相見ヘ申候、女ハ髪ヲ巻揚ケカンサニシテ留置キ、下ヘ履モノハ男ト少シク相違ヒ、是又衣服ノ高下無御座候ヘ共、男ハ冠物ニテ高下ノ差別有之由ニ御座候、起臥之儀ハ日本同様ニ御座候ヘ共、寢屋ノシツラヒハ板敷ヨリ三尺程モ高ク立派ニシツラヒ、夜着等ハ少シク相違ニ相見ヘ申候、

髪型は、男は切り下げ髪、女は髪を巻きヘアピンで留めている。衣服は身分による違いはないが、男は帽子によりそれがわかる。寢床は床より三尺あまり高くなつていて、立派である。ベッドのことであらう。

食物ノ儀ハ、穀物ハ有之候得共多分不相用、肉類相用ヒ申候、尤三度之食事ニ御座候、朝飯終ニハ茶ヘ大白砂糖ヲ入レ、日本ノサ湯同様ニ相用、昼ハ水ヘ太白ヲ入レ相用、夕食ハ朝同様ニ御座候、三度共ニ食遣之節、曲糸椅子ノ様ナル物ヘ腰ヲ掛、坐中ヘ台ヲ出シ、皿鉢ヲ乗セ、銘々備ヘ忝本著ノ先キ三本ニ致シ差喰ヒ申候、煮シタジハ七子ニテスクヒ申候、味噌溜ノ類一切無御座候、酒ハ蜜柑葡萄酒杯ト杯言フ酒沢山有之、青物モ沢山ニ有之候内、キウリ蜜柑日本同様ニ御座候、田面之儀ハ一切見当リ不申候、乍併穀物ハ不タンニ相見ヘ申候、鴨又ハ犬杯杯見当リ不申候、駱駝又ハ雀杯ハ相見ヘ申候、鳥獸草木沢山ニ有之候得共、日本トハ相違ノ名ノミ、不相分候ヘハ、其外筆紙ニ難尺儀ニ御座候、

食事については、穀物はあまり食はず、もつぱら肉食をしている。一日三食で、茶には砂糖を入れて飲む。椅子に腰掛け、テーブルに食物を並べて、フォークとスプーンを使って食べる。味噌や醤油はないが、酒の種類は多い。野菜も豊富である。田は見当たらないが

穀物はある。動植物については日本では見ることでできないものが多い。

六月中旬ヨリ当四月頃迄始終船住居致居候処、日々日本へ参り度旨相嘆キ居候処、同所之レリピスト申船、此度日本へ参り候由承り候処、右船中ニテ懇ニ世話致呉レ、日本へ相送り被遣、誠ニ厚志感喜致候処、伊豆之下田港へ到着致シ、江戸表ニ御差登セ相成申候、早速帰国被仰付、重畳難有仕合奉存候、江戸於御奉行所御召出之節モ、アメリカ国軍ノ様子有之方御尋ニ御座候へ共、右軍ノ模様一切見聞不致罷在候段、右御尋ニ付手鈍キ書ヲ以御答申上候処、聊相違無御座候、

六月中旬から四月まで約一〇ヶ月の間船蔵で暮らした。その間、日本に帰りたいと思いつつ続いていたが、レディ・ピアス号に日本に送ってもらった。彼らの親切は大変嬉しかった。伊豆下田から江戸に送られ、すぐに帰国を仰せつかったことはありがたいことである。勇之助は日本に戻り、更に帰郷を許された喜びを素直に語っている。なお、アメリカの軍の様子について問われているようであるが、このことについてはまったく見聞きしていないと答えている。この質問は、川路聖謨の取調べでも聞かれたようである。以上の取調べに加え、「勇之進話」が記されている。

一異国船ニ出逢候節ハ、私老人ノミ生キ残り、骸骨ノ如クニ罷成居候、其節ノ嬉シキ事、暗夜ニ燭ト申ヤラン、云ハン方ナク御座候、双方言語ハ不通候得共、異国人一見シテ日本漂流人ト相知り候様子ニ相見得、食物始衣類等病人相応ニ相与へ、医薬迄相送り、懇ノ取扱ヒ、親子兄弟テモ無之事、彼ノ恩義不少請申候事、

一サンフランセスコ港ハ都ヨリハ遙ニ遠キ所ノヨシ、海岸所々台場等有之由、地景樹木鳥類等日本トハ事替リ、皆珍敷モノニ御座候、私ハ始終船住居被為致居候へハ、折々上陸ヲ為致、所々案内ニテ見物致シ、遊女屋ヘモ連行、為楽候事

一船中ノ居間、飲食衣服等何不自由ナク相与へ、酒菓子杯モ

日々振舞、狂言等モ折々相催シ為楽、尊客ノ取扱、何トモ笑止ナル事ニ御座候、

一最初ヨリ帰国致度旨相談致候処、幸同所ノレリピス船日本へ参ルヨシニテ、船中之面々懇世話イタシ呉レ、此御陰ヲ以テ再ヒ本国へ罷戻申候、サンフランセスコ港出帆之節、船中之面々別ヲ惜ミ、涙ヲ流シテ見送候事

アメリカ船に発見されたときは瀕死の状態であった。このときの嬉しさは「暗夜ニ燭」であった。言葉は通じなくとも自分が日本人だとわかったようで、食べ物、衣類、薬をくれた。勇之助はアメリカ人の親切を多大な恩義と感じている。

サン・フランシスコの風物は珍しいものばかりであった。通常は船蔵で暮らしていたが、時折上陸し、市内を案内され見物し、遊女屋へも連れて行ってもらった。

船蔵での待遇はよかった。衣食に不自由しなかったのみではなく、酒や菓子も振舞ってくれた。時には船内で芝居を催してくれ、尊客のように扱われ、却って困惑してしまうほどであった。

サン・フランシスコ着当初から日本に帰りたいと願っていたが、船蔵番の仲間たちがレディ・ピアス号に世話してくれた。サン・フランシスコを出るとき、彼らは別れを惜しんで涙を流して見送ってくれた。

この史料から浮かんでくる勇之助の様子は、前章で述べた下田の役人が「容易なる事申候ハ、自然禁錮され可申哉与の懸念も可有之相見へ、極々慎ミ居候様子ニ有之候」と評した勇之助と同一人物とは考えられない。アメリカ人に対して明らかに好意を示し、サン・フランシスコでの生活の楽しかった点をはっきり述べている。日本に戻り、上杉家に引き渡され、真の意味での「帰国」を許された嬉しさからくるものと思われる。また、日本の開国を身をもって実感したことで、固く閉ざしていた心を少しずつ開いてきたともいえる。

(二) 先例としての勇之助

レディ・ピアス号が離日し、勇之助も江戸へ発つた後、下田にリ率いるミシシッピ号がやってきた。その船には漂流民三八が乗っていた。八月九日(太陽暦九月三〇日)、合原猪三郎は再び彼の帰国の説得にあたったのだが、このとき幕府の帰国漂流民への対処が大きく変わったことを勇之助を例に挙げている(32)。合原はリーに、三八が「当湊入泊後者早速上陸し、旧里に赴き、父兄に面会いたし度存意二者候得とも、是迄長々撫育を受、九死を免れし再生之恩、実に父母におなしけれハ、上陸之事も無解に難申立」、つまり、今まで世話をしてくれたアメリカ人たちに遠慮しているがために帰国を言い出せないでいるのであろうから、ぜひ日本に引き渡して欲しいと申し入れたが、リーは「:当人帰国之儀者決而不相願、何卒終身厄介に預り度よし申居」また、「合衆国之掟に而、水夫に而も軍船江乗組候節者、皆命を其船主に委ね、嚴ニ法律を相守可申と誓約いたし候」といい、引渡しを拒んだ。合原は三八に面会し、帰国の説得をしたが、三八は「猶又海外に罷越、亜米利加人之厄介に相成申度」といつてなおも帰国を拒んだ(33)。

: 当六月、ブルス連来し漂流民勇之助儀者、いまだ彼国の言語等も尽ク者不相弁候得共、殊の外御手厚に御取扱被成下、当所ニ暫ク滞留、夫より江戸ニ至り、最早旧里江着いたし候事に可有之、合衆国与約定御取結に相成候上者、彼国之ものすら御国之民同様に御取扱有之、まして御国に生長いたし候もの者、いかて御憐助なかるへき、上陸後ハ心次第早速ニも故郷江至り、父母兄弟之生死親族朋友之存亡等問尋候事可相成、たとひ知音之もの稀に相成候与も、生業之資銀等者夫々御宛行可被下、

(34)

合原は三八に、勇之助がしばらくの間下田で大切に扱われ、その後江戸へ向かい、最早故郷に戻っているであろうと語った。条約によりアメリカ人に対してすら人道的な取扱いをするのだから、日本人には対してはいうまでもない。上陸後は帰国し、家族や友人にも

会え、生活の支援も受けることができる。さらに合原は三八の漂流および海外での生活をねぎらい、その体験が「御国之御益又者亜米利加人之便利ニも相成事自然可有之」とさらに説得するのだが、三八は「何卒私儀者死去いたし候もの御見捨可被下候」とついに承諾しなかった。合原は「当港滞留中上陸者勿論、向後帰国を辞与して、日本江来る事不成」ことを本人及びリーに言い渡した。リーは「三八儀ハ、何事も不得手に而、実ハ無用之もの」であり、「決而私方に而、帰国を妨ゲ候など御思召被下間敷」と答えた(35)。

ミシシッピ号にはバロウスから一八五四年九月一日(嘉永七年閏七月九日)付けの勇之助宛の手紙と彼の忘れ物が積まれていた。「通詞官より所持之品々可相渡旨沙汰」(36)があったにもかかわらず船に残してしまつたことに気を使い、日本に向かうこの船に託したものである。

「楠の木箱 忝ツ 但、真鍮鉄物打有之」に納められた衣類・雑貨である。「木綿茶縹裏絹袖袴袴 忝、白金中木綿単筒袖袴 忝、白太地綾織木綿袴袴 忝、白木綿太地股引 忝、木綿横堅大綿股引 忝、羅紗股引 忝、紋純子裏絹袖継々相成候袖なし胴著忝、黒絹首巻 忝、木綿単筒袖片方計 忝、白木綿袋 忝、木綿赤紺白横堅縹之風呂敷 忝、白綾織木綿三布風呂敷 忝、白帆地木綿単敷物 忝、羅紗頭巾 忝、塵払大小 忝、丸鏡 但、式寸四分位 忝面、亜米利加剃刀鞘入 忝枚、水牛櫛 忝枚、石鹼 忝、草履 但、中ぬき麻裏付 忝足、白絹鼻ふき 忝、印肉 忝、乾隆通宝 忝枚」。そのほか「白木綿長袋」に入つた「かゝる巻 但、結城木綿 堅縹裏胸秩父絹裾花色木綿広袖」であつた(37)。シャツ、ズボン、マフラー、帽子、サンダル、ハンカチのような衣類や身の回りの品々、鏡、櫛、石鹼などの洗面用具、寝具である。これらのものから察すると、勇之助は船内で十分な待遇を受けていたと見てよい。また、手紙にはバロウズの近況が知らされ、勇之助の健康と幸せを願う文で締めくくられている。勇之助はレディ・ピアス号で物質的のみならず、精神的にも人道的な扱いを受けていたことが伺われ

る。

パロウズは、香港において一八五四年八月二十四日（嘉永七年閏七月一日）の「チャイナメール」紙に「勇之助は才能ある男で、彼がアメリカ・日本の親善に大きな役割を果たすであろう」と述べている⁽³⁸⁾。

おわりに

勇之助は、開国日本が最初に受け入れた帰国漂流民であった。しかし、その受け入れに至る過程については、必ずしも順調ではなかった。アメリカ船に下田開港が周知されておらず、下田の入港についてもすんなりいかなかった。

日本人漂流民にとって、「帰国」は素直に喜べるものではなかった。このことは、サン・フランシスコで勇之助を見た彦蔵一行の態度が示している。しかし、勇之助は外国滞在の罪で自分の身がどうなるかがわからないにもかかわらず、アメリカ船での帰国を敢えて断行した。浦賀・下田で上陸が果たせず、日本人の乗る船が陸へ戻るのをむなしく見送った勇之助は、本当に帰国できるのかと心配し、泣くしかなかった。しかし日本側に引き取られた勇之助は、下田の役人の態度により漂流民の処遇が以前とはまったく変わったことを体験し、すっかり安心した。故郷へ戻ることを許された勇之助は、上杉家での調書でサン・フランシスコで体験した楽しい思い出を語り、船蔵の仲間たちとは涙を流して別れを告げるほど親しくなっていたことまで述べている。しかし、彼がサン・フランシスコで世話になった日本人たちについては、最後まで口をつぐんでいなければならなかった。

勇之助の帰国は本来海難事故の被害者であるはずの漂流民が「罪人」同様に扱われていた時代が明らかに終わったことを示す事例となったのである。

注

- (1) 池田皓編『日本庶民生活史料集成 第四卷』三一書房、一九六四年など。
- (2) 井伏鱒二『ジョン万次郎漂流記』新潮社、一九八六年・併成社、一九九九年など。吉村昭『アメリカ彦蔵』読売新聞社、一九九九年。また、モリソン号事件の音吉について、春名徹『につぼん音吉漂流記』中央公論社、一九八八年などがある。
- (3) 松尾晋一『漂流民送還船への幕藩制国家の対応―貞享二年の南蛮船来航をめぐる』『洋学史研究』、第二〇号、洋学史研究会。佐藤隆一『天保新水令の実施とその矛盾 弘化二年マンハッタン号事件・弘化三年アメリカ東インド艦隊渡来事件を中心に』『洋学史研究』、第一号、洋学史研究会。池内敏『日朝漂流民送還制度における幕藩関係』『新しい近世史②』、新人物往来社、一九九六年。レイ・デイ・ピアス号については拙稿『和親条約締結直後のアメリカ船への対処』、『近代京浜社会の形成』岩田書院、二〇〇五年。参照。なお、同稿ではこのとき担当した下田奉行所支配組頭を「黒川嘉兵衛」としているが、これは誤りで、正しくは黒川と同役であった「伊佐新次郎」である。
- (4) 小林茂文『ニッポン人異国漂流記』小学館、二〇〇〇年。吉村昭『漂流記の魅力』新潮社、二〇〇三年。
- (5) 『A Shipwrecked Japanese』(国際ニュース事典出版委員会編『外国新聞に見る日本第一巻原文編』、毎日コミュニケーションズ、一九八九年、三三―四頁)。訳は筆者。なお訳出にあたっては同本編を参考にした。(以下、同じ)
- (6) ジョセフ・ヒコ著、中川努・山口修訳『アメリカ彦蔵自伝 第一』平凡社、一九六四年、一〇四―七頁。なお、この場面は前掲注2『アメリカ彦蔵』(新潮文庫版、二四―九頁)に描かれている。

(7) 横浜開港資料館編『ペリー来航と横浜』横浜開港資料館、二〇〇四年、八八〜九頁。ここでも彦蔵の自伝同様、「重太郎」となっている。

(8) 「…日本の四月十四日ニ当り、右サンフランセスコ出帆、日本之東海サントウイス之内ワホーと申処にて三十日余日相待致し、サンフランセスコ出帆より六十三日ニ而、漸今日渡来致候…」東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書之六』東京大学出版会、一九一四年発行、一九七二覆刻。二八二号、五〇三頁。以下「六・号数」と記す。

(9) 第十ヶ条に、「合衆国之船、若難風に逢さる時、下田箱館の外猥に渡来不致候事」とある。〔ペリー日本遠征図譜〕豆州下田郷土資料館編、一九九八年、京都書院、一五八頁〕

(10) 「…当所ニ而者薪水等も不渡筈ニ候得共、約定之事不心得参り、船中水乏敷渴計ニおよひ候間、下田へ参候洋中分の薪水被下、漂流之義も、下田江連行候様具ニ申論候処、難有旨御請いたす、且日和次第明日出帆可致旨申出候…」六・二八一、四九九〜五〇〇頁

(11) 六・二八二、五〇五〜六頁

(12) 六・三一一、五三六〜七頁

(13) 六・三〇六、五二八頁

(14) 六・二八二、五〇四〜五頁

(15) 「合原氏下田港談文書」この史料は、『池田家文庫藩政資料マイクログラフ版集成』（丸善）に収められていたものである。（S E Q 番号032170、M分類記号TSF03080、書架番号S603080）

(16) 六・二八二、五〇五頁「…同心式人水主三人水先案内として当方より為乗遣候…」及び六・三二四、五七五頁「廿六日、当港（下田）内曳船代之儀者、浦賀ニ而漂流御受取無之二付、無扱当地江罷越候ニ付而者、掛りニ有之間、双方あゆひ合ニ而可然哉之旨申出候ニ付、此義者是程之入費か、り候を為知

候迄ニ見せ候而已ニ而、代料差出可申与談候訳ニ者無之旨申渡候、」

(17) 六・三二四、五四三頁

(18) 六・三二四、五四一〜二頁

(19) 六・三三〇、五九八頁「六月廿七日、受取、即日、下田町役人預、」

(20) 「六月二十七日漂流人勇之助吟味申口書 下田奉行へ差出」（六・三二六、五四五〜九頁）「ベツトフ」（川尻の意）は「別飛」。択捉島中部の西海岸にある地名。「別飛錨地はチリツプ山の南東に在る開湾にして、北東の諸風に暴路す。其南部は丘陵稍平坦にして、一体に沙浜を成し、北部は直にチリツプ山の麓に接す。湾浜の西側、距岸二鏈以外の地は、水深七尋乃至十尋（沙底）にして、稍北西風を避くるに足る。別飛村は、戸数四、人口四十余、然れども漁期には出稼人多く、二百余に達すと云ふ。此地は蔬菜類の耕作に適すと雖、概漁業に従事し、耕作を専業とするものなし。」（吉田東伍「増補大日本地名辞書」第八卷、富山房、一九〇九年初版、一九七〇年増補版、三七六頁）

(21) 「六月二十八日漂流人勇之助吟味申口書 下田奉行へ差出」○此吟味申口書ハ、第三一六号ノ申口書發送ノ後、再ビ札問シ、刪補ヲ加ヘテ、發送セシモノナリ」（六・三一七、五五〇〜五頁）

(22) 六・三二二、五六七〜八頁

(23) 六・三二四、五七六〜七頁

(24) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書之七』東京大学出版会、一九一四年発行、一九七二年覆刻。三頁、九頁。以下「七・号数」と記す。

(25) 前掲注15

(26) 六・三三〇、六〇二〜三頁

(27) 「漂流人勇之助儀者、左衛門尉様にて一通り御尋御座候御

定例二付、：江戸著之上者、直に左衛門尉様御役宅江召連可申、」七・二六、八二頁

(28) 七・二七、八四～五頁

(29) 江戸から伊佐新次郎へ「漂民より取上被置候雑物衣服等者、漂民勇之助当表江差立之節、被相廻候様存候、」(七・一九、六六頁)と指示があった。

(30) 「…六月中之漂流人、六月廿六日下田入津、同廿七日請取ニ相成、七月十九日同所差立、同廿五日江戸着、松平河内守殿江引渡ニ相成候由」(松平河内守とは勘定奉行松平近直であるが、「傍ニ而河内左衛門尉と聞、此方は也と思ふ、」という注が書き込んである。この「河内左衛門尉」とは「川路左衛門尉」の誤りであろう。)(前掲注15「合原氏下田港談文書」)

(31) 「此日(八月十八日)御預所越後岩船郡板貝村ノ民勇之助嘉永五年難破船ニテ漂流中亜米利加船ニ救助ヲ受ケ本年ニ至リ送還セルヲ以テ引渡サル其節御尋ニ付御答書並ニ話書ヲ上ル左ノ如シ」(米沢温故会「上杉家御年譜 十六」原書房、一九八八年、一七三～六頁)

(32) 前掲注4「ニッポン人異国漂流記」一五八～一六三頁で、その際勇之助の能力が活用されたと記されているが、この時勇之助は下田にはいない。「ニッポン人異国漂流記」で引用している史料は「古事類苑(外交部)」(吉川弘文館、一九六九年)一八二七～八頁で、これは七・一三九と同じである。しかし、「古事類苑」では途中が省略されており、この「中略」の部分に合原が勇之助を例にとり三八を説得している部分が記されている。(注34参照)

(33) 七・一三九、四〇二～五頁

(34) 七・一三九、四〇五頁

(35) 七・一三九、四〇五頁

(36) 七・一一一、三三三頁

(37) 七・一一一、三三四頁

(38) 前掲注5、五六～七頁

『京浜歴科研年報』バックナンバー

『京浜歴科研年報』第一七号

(二〇〇三年二月一日発行)

〈論文〉

嘉永・安政期の幕府海軍創設計画

—長崎海軍伝習中止の再検討—

神谷大介

明治期における海軍機関の公文書取扱について

—横須賀鎮守府を例として—

惣田 充

近代的土地所有と住民組織

—石川県の事例から—

奥田晴樹

明治大正期府県統計史料の法制と県・郡統計書の実際

内田修道

〈書評〉

大瀧一著『福岡における労農運動の軌跡

—平和と民主主義をめざして—【戦前編】

伊東富昭

〈資料〉

学習活動の一覧(1998.11～2002.3)